

四日市市上下水道局告示第26号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、令和3年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

令和3年4月7日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

賦課対象区域

朝明町、山城町、大字羽津、垂坂町、千代田町、平津町、山分町、東垂坂町、広永町、生桑町、大字茂福、大井手三丁目、尾平町、川島町、川島新町、西坂部町、桜町、ときわ四丁目、ときわ五丁目、采女町、小古曾町、小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾三丁目、小古曾四丁目、小古曾五丁目、河原田町、楠町北五味塚、西日野町、室山町、前田町、大字大治田 の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）